

第 108号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成20年 3月 5日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）における次に掲げる文書（平成18年度及び平成19年度分）に、の公開請求を行った。

- (1) 情報公開請求に対する決裁文書のうち子ども青少年局長が決裁した文書
- (2) 児童虐待に関する事例を公表するに当たって、子ども青少年局長（以下「局長」という。）が決裁した文書（以下「本件請求文書」という。）

2 同年 4月18日、実施機関は、上記の公開請求に対して、上記 1 (1)については、子ども青少年局長が決裁した情報公開請求に対する決裁文書を特定し、請求者の氏名、住所及び電話番号については、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められることから、条例第7条第1項第1号に該当するとして、同 (2)については、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 5月 1日、異議申立人は、本件処分のうち本件請求文書を非公開とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち本件請求文書を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

児童虐待防止は名古屋市の施策に掲げられている。局長が、児童虐待の現

状を把握するために、児童記録又は関係する文書を確認することなく児童虐待に関する施策を決定することは困難であると考える。

不存在の決定をするときは、平成18年度及び平成19年度には、児童虐待防止の施策がどうなっていたのかの説明が必要である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

通常は、児童虐待に関する事例は公表していない。例外として、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第11条第 1項第 5号により、児童虐待死など、事例の重大性、事件容疑性にかんがみ、名古屋市市政記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）あて資料提供する場合もある。しかし、平成18年度及び平成19年度においては、児童虐待に関する事例を公表していないため、本件請求文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書について

(1) 実施機関は、事例の重大性、事件容疑性によっては記者クラブあて資料提供するとしていることから、当審査会において、平成18年度及び平成19年度に記者クラブあてに提供された資料を確認したが、児童虐待に関する事例を公表したものは存在しなかった。

また、平成18年度及び平成19年度に児童福祉センターが発行した刊行物である事業概要及びセンターレポートも併せて確認したが、児童虐待に関する事例を公表したものは存在しなかった。

(2) したがって、本件請求文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 5月22日	諮問書の受理
5月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
6月27日	実施機関の弁明意見書を受理

7月28日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知
平成22年 7月13日 (第115回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
12月14日 (第120回審査会)	調査審議
平成23年 1月25日	答申